

## 「令和7年度第1回高知県教科用図書選定審議会」

開催日時：令和7年4月18日（金）14：00～15：30

開催場所：高知会館 3階 飛鳥の間

出席者：

（委員）

松本秀彦会長、宮崎史和副会長、岡村君代委員、倉光志保委員、  
佐藤京子委員、堀ゆかり委員、高橋弘江委員、三木守委員、  
北村邦彦委員、竹内信人委員、竹内清貴委員、黒瀬渡委員、  
久寿久美子委員、久保良高委員、織田敦子委員、杉元美栄委員、  
山中由香委員、北山幸治委員

※欠席委員：萩野志津委員、中越英二委員

（事務局）

濱川智明教育次長

小中学校課：高橋課長、伊吹課長補佐、池畠チーフ

松村指導主事

特別支援教育課：板橋課長、坂本課長補佐、吉井チーフ、

三浦指導主事、池指導主事、山口指導主事、山本指導主事

---

---

### 「開会」

#### 1. 開会

会議冒頭に事務局より会議を非公開とする提案があり、承認された。

（非公開とする理由…審議会等の会議の公開に関する指針、3 公開基準（2））

#### 2. 高知県教育委員会（教育次長 濱川智明）挨拶

#### 3. 委員紹介

#### 4. 教科用図書選定審議会の所掌事務についての説明

教科用図書選定審議会の所掌事務について、事務局からその根拠となる法令の説明を行った。根拠として挙げた法令は以下のとおり。

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条及び第11条
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第7条及び第8条
- ・高知県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例 第1条
- ・高知県教科用図書選定審議会規則 第2条及び第4条

#### 5. 会長・副会長互選

高知県教科用図書選定審議会規則第5条に基づき、本審議会の会長として、高知大学大学院教職実践高度化専攻教授、松本秀彦委員、副会長として、黒潮町立大方中学校長、宮崎史和委員を選出し、承認された。

## 6. 会長・副会長挨拶

## 7. 令和8年度使用学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択事務についての説明

事務局（特別支援教育課）より、令和8年度使用学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択事務について、以下のとおり説明を行った。

### ・学校教育法附則第9条の規定について

学校においては、学校教育法第34条、第49条、第62条、第82条により、文部科学省検定済教科用図書、又は文部科学省が著作の定義を有する教科用図書の使用が義務付けられている。その例外として、高等学校、特別支援学校及び小中義務教育学校の特別支援学級において、検定教科書又は著作教科書が発行されていない特別な場合、又は、これらの教科用図書を使用することが適当でない場合において、検定教科書及び著作教科書以外の図書を使用することができることが、学校教育法附則第9条に規定されている。

### ・学校教育法施行規則第131条について

特別支援学校では、学校教育法施行規則第131条第2項で、特別の教育課程による場合において、検定教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合には、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適当な教科用図書を使用することができることと定められている。また、小中義務教育学校の特別支援学級についても、同規則、第139条において同様の規定がなされている。

### ・ 現在、県立特別支援学校及び小中義務教育学校の特別支援学級においては、児童生徒の障害の状態や程度も多様であり、特別の教育課程を編成している場合には、当該学年以下の検定教科書を使用したり、さらにそれらの教科書が適切でない、主に知的障害のある児童生徒については、絵本など市販されている一般図書を使用したりすることができるため、県教育委員会では本審議会の意見を聞き、十分な調査研究を行い、適切な教科用図書を採択する必要がある。

### ・ 一般図書については、毎年採択替えができることになっている。これに関する関係法規は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に示されている。

### ・ 現在、県立特別支援学校の小・中学部で選択することのできる学校教育法附則第9条の規定による一般図書は598冊である。これらについては、既にこれまでに調査研究を行い、これまでの選定審議会で審議を頂いた図書であるため、令和7年度教科用図書として

積み上げていく予定である。

- ・ 令和 8 年度用として新たに調査を行う「一般図書の一覧」を示している。特別支援学校からの希望を中心に、合わせて 1 2 冊についての調査を行い、本選定審議会においてご意見を頂きたい。

8. 令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書選定資料作成に関する諮問事務局より、諮問文を読み上げ、会長に手渡した。

## 9. 審議

事務局より、採択基準及び選定に必要な資料の作成について、提案を行った。

(事務局：特別支援教育課)

- ・ 令和 8 年度に特別支援学校において使用する教科用図書及び学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書選定資料作成基本方針について説明。(以下、1 及び 2 は基本方針の内容。)

### 1 基本条件

選定される教科用図書は、教育基本法に定める教育の目的、目標並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づき、我が国の現状と伝統について正しい理解に導くとともに、政治や宗教に対し公正であり、自主性を培い、人間性豊かな児童生徒の育成に役立つ内容であること。

### 2 必要条件

- (1) 学習指導要領の総則に示された教育課程編成の一般方針や各教科の目標・内容等を適切に反映するように、十分な配慮がなされていること。
- (2) 内容や表現等に偏りがなく、全体として調和が取れ、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等を育成するための質・量両面の充実がなされていること。
- (3) 児童生徒が主体的に学習に取り組むための配慮・工夫がなされていること。
- (4) 内容、表現、分量、配列などが児童生徒の心身の発達段階に適応していること。

(事務局：特別支援教育課)

- ・ 学校教育法附則第 9 条の規定による義務教育諸学校における一般図書選定資料のための調査項目についての説明。

- 1 学習指導要領に示された各教科の目標・内容に合っている。
- 2 児童生徒一人一人の教育課程に適合した教材としての特性が明確であること。

また、調査対象が絵本などの一般図書であり、その種類等も多岐にわたることから、3として(1)から(4)の留意点を挙げている。

- (1) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されるとともに、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でないこと。
- (3) 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、図書の中の系統性にも配慮すること。
- (4) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、高額なものに偏らないこと。

・選定資料作成についての説明。

調査項目に基づき調査した内容を「1 内容構成について 2 表現・印刷について 3 総合所見」の3点にまとめて表記をする。

・質疑及び審議

(会長)

審議を行う。

基本方針及び調査項目並びに補助資料についてのご意見を願います。

(委員)

1点目。3の調査項目(1)、「ふさわしい内容として、文字、表現、挿絵、取り扱う題材等」というのがあるが、ここで示されている内、この基準は満たしておいてほしい項目があれば教えてほしい。

2点目。非常に多数の一般図書が用いられている中で、新しく教科書の担当になった教員が選んでいくのは大変な作業になる。現在の子どもたちの生活状況を考える中で、削除するかどうかや教科書としての役割を終えたものをどのように判断しているのか教えてほしい。

(事務局：特別支援教育課)

1点目について。調査項目に記されている表現・文字・挿絵等については全て調査項目として押さえさせていただいている。

2点目について。時代に応じていくと、教科書の役目として終わったものもあると考えられる。これまで、廃版、絶版になったものに関しては、削除する手続を行っていた。この件に関しては、今後も検討していきたいと考えている。

(会長)

高額なものに偏らないという記述があるが、一般的にどのくらいから高額という想定になっているのか。

(事務局：特別支援教育課)

過去の598冊の中であれば、3,000円程度までは採択されている。ただ、点字本のような特殊なものについては、5万円を超えることがあり、必要に応じて判断をしている。

(会長)

基本方針と調査項目、補助資料の項目、補助資料の様式については、事務局提案内容でよろしいか。

(委員全員)

承認。

1 0. 教科用図書専門調査員の設置及び専門調査員の推薦

教科用図書専門調査委員の推薦について、事務局案が提案され、承認された。

(異議なし)

1 1. 会長挨拶

1 2. 高知県教育委員会挨拶

1 3. 閉会